

経済支援奨学金募集要項

< 目 的 > 学修意欲があり学業を確実に修了できる見込みがある者で、かつ家計負担者の経済的理由により学業継続が困難な学生を対象に、奨学金を支給することにより学業継続を支援することを目的とする。

< 給付金額と支給時期 > 給付金額は年額30万円／当該年度のみ
後期学費に充当いたします。

< 対 象 > 家計負担者が経済的に困窮しており、経済的理由により学業継続が困難な
大学・短期大学部の全学年

< 選考基準 > 家計基準・・・日本学生支援機構第二種奨学金の家計基準を満たしている者
学力基準・・・下記のとおり

【新入生】高校時の成績が日本学生支援機構第二種奨学金の学力基準（平均水準以上）を満たしている学生

【在学生】前年度までの要卒科目における総修得単位数が、下記の*標準修得単位数を満たし日本学生支援機構第二種奨学金の学力基準を満たしている学生

【標準修得単位数】	2年生・・・要卒科目において、前年度までの総修得単位数が40単位以上
	3年生・・・要卒科目において、前年度までの総修得単位数が80単位以上
	4年生・・・要卒科目において、前年度までの総修得単位数が100単位以上

※申請対象外

- ・入学後における学内の他の奨学金受給者
※ただし、入試に関する他の奨学金、キャンパスローン利子補給奨学金
および緊急支援奨学金を除く
- ・外国人留学生 ・留年生
- ・学内の学費減免制度を受けている者
- ・東本願寺奨学金受給者
- ・新型コロナウイルス感染症対策 経済支援奨学金受給者

< 募集人数 > 大学・短大を合わせて40名

< 提出書類 >

1. 奨学金申込書

- ①黒のボールペンで丁寧に記入すること。
- ②印鑑は鮮明に押すこと（申請者本人・保護者 別々の印鑑で押印。）
- ③「保護者の氏名・住所」「保証人（保護者）氏名」は、保護者（保証人）が自筆で記入すること。
- ④「奨学金を希望する理由」の欄は、申請者本人が具体的に詳しく記入すること。

2. 生計維持者の収入証明書（平成31年1月～令和元年12月分・コピー可）

- ①共働きの場合は、各自の収入の証明書を提出すること。
⇒父母が両方ともいない場合は、父母に代わって家計を支えている人の収入の証明書
- ②給与所得者は、前年度の源泉徴収票1通（コピー可。返却できませんのでコピーでの提出をお勧めします）
※年金や生活保護費なども『給与所得』として取り扱います。
- ③給与所得者以外は、前年度の確定申告書（税務署の検印があるもの）（コピー可）
- ④父または母に収入が無い場合（主婦など）は、収入がないことの証明書
⇒所得金額0円の記載のある「非課税証明書」等

収入の証明書については、別紙「収入の証明書」をダウンロードの上参考にご覧ください。

3. 成績の証明について

新入生：〔高校2・3年次のもの〕出身高校の成績証明書または調査書（高校で発行してもらって下さい）

在学学生：成績証明書 ※以下の2つも必ず同封してください。

1. 証明書交付申請書（本学HPからダウンロードの上、必要事項を記入）
2. 定額小為替（発行手数料 100 円分を郵便局にて購入）

4. 控除に対しての証明書（該当者のみ添付）

①家族の中に障害のある方がいる場合（常に就床を要する介護の必要な人等を含む）

⇒障害者手帳等のコピーを提出

②家計を支えている人が単身赴任で別居している場合

⇒単身赴任先の住居・光熱・水道・家具・家事用品の年間の実費を証明できるもの（領収書のコピー可）

※別居が1年に満たない場合は、年間の実費を推算し、その計算式を添付する。

③家族に6ヶ月以上にわたり療養中の人や又は療養を必要とする人がいる場合

⇒直近6か月分の医療費等の領収書コピーを提出し、1年間の支出金額の計算式を添付する。

④この1年間に火災・風水害又は盗難などの被害を受けたことがあり、長期（2年以上）にわたって支出の増加または収入の減少がある場合

⇒被害を受けたことを証明する書類（罹災証明書・盗難届の証明書等）と被害により生じた支出の増加額、または収入の減少額の計算式を添付する。（領収書のコピー）

※支出の増加・収入の減少が発生して1年未満の場合は、年間の実費を推算し、その計算式を添付する。

5. 誓約書

次のいずれかに該当した場合、奨学金の支給の停止、取り消し、変更及び返還を求めます。

- ①退学・除籍により学籍を失ったとき
- ②正当な理由なく休学したとき
- ③著しく出席状態や成績が不良のとき
- ④申請書等の提出書類に虚偽の記載を行ったとき
- ⑤学則に定める懲戒処分を受けたとき
- ⑥その他、学生生活委員会で支給を必要としないと判断したとき

※上記に該当する状態が生じた場合は、返還を求められた時点を起算日として、30日以内にその年度内に受けた奨学金の全額返還を求めます。

<書類提出期日>

書類提出期日：7月31日（金） 消印有効

提出先：学生サポートセンター学生生活担当 宛 に郵送

※上記提出期日までに書類が提出されない場合は、「経済支援奨学金」を辞退したものとみなしますので、ご注意ください。

【お問い合わせ・郵送先】

学生サポートセンター 学生生活担当

〒615-0882 京都市右京区西京極葛野町 38

TEL：075-325-5321（平日 9：00～17：00）

Mail：jg1@mail.koka.ac.jp

選考結果は、採用決定者にのみ通知いたします。（9月中～下旬）